

議案第 27 号

三豊市役所の位置を定める条例の一部改正について

三豊市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

三豊市役所の位置を定める条例（平成 18 年三豊市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「三豊市豊中町本山甲 2 0 1 番地 1」を「三豊市高瀬町下勝間 2 3 7 3 番地 1」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第27号関係】

三豊市役所の位置を定める条例（平成18年三豊市条例第1号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、三豊市役所の位置を次のように定める。 <u>三豊市高瀬町下勝間2373番地1</u> 附 則 この条例は、平成18年1月1日から施行する。 (削除)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、三豊市役所の位置を次のように定める。 <u>三豊市豊中町本山甲201番地1</u> 附 則 <u>1</u> この条例は、平成18年1月1日から施行する。 <u>2</u> <u>本則の規定にかかわらず、庁舎が整備されるまでの間の三豊市役所の位置は、三豊市高瀬町下勝間2373番地とする。</u>